

採用担当者様向け

# 留学ビザから 就労ビザへの 切り替え



## 本資料の目的

永住者や定住者、配偶者の在留資格を持つ方は就労に制限がなく、多くの会社が採用したがる人気の存在です。  
だからこそ競争が激しく、好条件を提示しないと、なかなか採用に繋がらないのが現状です。

一方、「留学」ビザを持つ若者たちに目を向けることで、採用の可能性はグッと広がります。  
留学生採用を成功させるための実践的なステップと注意点を、わかりやすく解説します。



## 本資料の目的

在留資格の「留学」とは

日本の大学や専門学校、日本語学校などの教育機関で勉強するために日本に滞在する外国人に与えられるビザのことです。

勉強をすることが目的であるため、原則として働くことはできません。

ただし、資格外活動許可を得れば、週に28時間以内のアルバイトが認められています。

**留学ビザのまま正社員として働くことはできず  
働くための「就労ビザ」に切り替える必要があります。**





## 若くてエネルギッシュ！

体力的にも安心して今後の成長に大きく期待できます。



## 正社員への意欲が半端ない！

日本で長く働きたいという強い気持ちを持っています。



## 専門性を持つ即戦力も！

大学や専門学校で培った知識やスキルを活かしたいと願っています。



## 日本語を学ぶ意欲も高い！

日本語を学ぶことで自身のキャリアアップにも繋がります。



**実際にヨロワークでの留学生の応募率はNo1です！**

留学生を正社員として迎え入れるには在留資格（就労ビザへ）の変更が必要です。

## 01 技術・人文知識・国際業務（ギジンコク）



日本の大学・専門学校の  
卒業が前提

✓ 働ける条件

学んだ知識・技術を活かす専門職向け  
(IT、経理、営業、翻訳など)

⚠ 注意点

仕事内容と専攻内容の関連性が厳しく審査される

## 02 特定技能



原則として技能試験・日本語試験の  
合格が必要

✓ 働ける条件

人手不足分野の実務職向け  
(介護、飲食、建設、農業など)

⚠ 注意点

企業には外国人に対する「支援」が義務付けられる

## 01 技術・人文知識・国際業務（ギジンコク）

外国人が持つ専門知識や技術を日本に還元することを目的とした就労系在留資格の1つです。

「技術」「人文知識」「国際業務」の3分野に分けられ、一般的には「技人国（ぎじんこく）ビザ」と呼ばれています。専門知識や技術を有することが求められるため、在留資格取得の要件が厳しく、**単純作業といった知識や技術を必要としない業務に従事することは認められません。**



### 技術

ITエンジニア、機械設計、研究開発など、専門知識を使うお仕事

### 人文知識

企画、営業、経理、翻訳など、文系の専門知識を使うお仕事

### 国際業務

海外取引、通訳、外国人向けサービスなど、外国語や外国の文化を活かすお仕事

- 1 内定を得る
- 2 雇用契約を結ぶ
- 3 **必要書類を準備する**
- 4 **出入国在留管理局へ申請**
- 5 審査
- 6 許可通知

卒業見込み証明書が発行され次第、通常12月頃から申請可能

問い合わせ：<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>  
「外国人在留総合インフォメーションセンター」で検索

## 取得要件 - 企業の経営安定

申請時には外国人だけでなく**企業も審査対象**となり、決算報告書や事業計画書、源泉徴収票などの財務状況に関する書類の提出が必要です。  
従業員の給与を十分に支払える財務状況にあるか、継続的に安定した経営が可能かが審査されます。

## 必要書類を準備する

在留資格「技術・人文知識・国際業務」の申請に必要な書類は就労先の規模により異なり、  
カテゴリ1~4に分類されています。

| カテゴリ1  | カテゴリ2   | カテゴリ3   | カテゴリ4                 |
|--|---|---|-----------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 日本の証券取引所に上場している企業</li><li>2. 保険業を営む相互会社</li><li>3. 日本又は外国の国・地方公共団体</li><li>4. 独立行政法人</li><li>5. 特殊法人・認可法人</li><li>6. 日本の国・地方公共団体認可の公益法人</li><li>7. 法人税法別表第1に掲げる公共法人</li><li>8. 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業</li><li>9. 一定の条件を満たす企業等</li></ol> | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額の合計額が1,000万円以上ある団体・個人</li><li>2. カテゴリ2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリ審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関</li></ol> | 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人<br>(カテゴリ2を除く) | 左のいずれにも該当しない<br>団体・個人 |

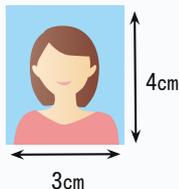
[参考：出入国在留管理庁 | 在留資格「技術・人文知識・国際業務」](#)

## 出入国在留管理局へ申請

カテゴリごとに、以下の書類の提出が必要です。

### 全カテゴリに必要

- ①在留資格変更許可申請 or 在留資格認定証明書交付申請書
- ②証明写真（縦4cm×横3cm）
- ③返信用封筒
- ④カテゴリいずれかに該当する証明書
- ⑤専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書（専門学校の卒業生）



### カテゴリ3にのみ必要

- ⑪前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）

### カテゴリ3と4に共通して必要

- ⑥活動の内容等を明らかにする資料
- ⑦学歴・職歴その他経歴等を証明する文書
- ⑧登記事項証明書
- ⑨事業内容を明らかにする資料
- ⑩直近の年度の決算文書の写し  
事業計画書（新規事業の場合）

### カテゴリ4にのみ必要

- ⑫前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする資料

[参考：出入国在留管理庁 | 在留資格「技術・人文知識・国際業務」](#)

1

### 社内の異動に伴う 業務内容の変更に注意

業務によっては就労不許可となります。  
出入国在留管理庁に確認しましょう。

2

### 在留資格の更新時期に注意

在留期限を超えた外国人を  
雇用していると「不法就労助長罪」  
に問われる可能性があります。

3

### 単純労働をさせない

技術・人文知識・国際業務の外国人に  
専門的な知識やスキルを必要としない  
専門性を要しない業務をさせることは  
原則できません。

4

### 学歴・職歴と業務に関連性が ある場合のみ就労できる

技術・人文知識・国際業務の外国人を  
雇用する際には、学歴や職歴と業務に  
関連性があることが最も重要です。

5

### 副業には資格外活動許可が必要

※原則として、「専門性を要しない業務」  
などの副業は認められない  
可能性があります

6

### 在留資格の申請に時間がかかる

技術・人文知識・国際業務の申請の  
平均処理期間は、新規申請で約50日、  
変更申請で約40日ですが  
最長で半年以上かかることもあります。

## 特約条項の例文

採用条件として、在留資格変更許可が必須であることを明確に記載します。

本採用は、貴殿の在留資格変更許可が入管より認められることを条件とします。  
許可が得られない場合、本契約は効力を生じません。

## 面接時にも説明

面接の初期段階で、「就労可能な在留資格の取得が条件です」と早めに共有しておきましょう。

## 採用時の書類チェック

在留カードの在留資格・期限確認  
卒業予定証明書の有無

登録支援機関に委託する場合、一人あたりの年間経費は34万円～68万円程度

|                                | 費用目安 [年間]    |
|--------------------------------|--------------|
| <b>支援委託費用</b><br>登録支援機関への支援委託費 | 24万～48万円 / 名 |
| <b>申請費用</b><br>行政書士等に委託する場合    | 10万～20万円 / 名 |
| <b>収入印紙代</b><br>許可時の国の手数料      | 4,000円 / 名   |